

# にいぞ

次世代を担う  
子供たちのために



発行:まちづくり区画整理室

## ◎ 令和5年度事業について ◎

### ◇北戸田駅西口駅前地区電線共同溝築造工事



令和5年度から令和6年度にかけ、北戸田駅西口において電線共同溝築造工事を予定しております。

電線共同溝は地上の電柱や上空の電線を地下の施設に収容するための施設です。これにより、視界をさえぎる電柱や電線等を無くし、安全で快適な道路、歩道をつくり出します。



### ◇令和5年度分の工事予定

電線共同溝築造工事のほかに、都市計画道路約150m、区画街路約520mの工事を予定しております。

### ◇今年度から市役所本庁舎3階へ移転しました

今年度、土地区画整理事務所からまちづくり区画整理室へ名称を変更し、場所は土地区画整理事務所から市役所本庁舎へ移転しました。市役所3階27番にて業務を行っております。今後とも、よろしくお願い申し上げます。





# ◎ 使用収益開始状況 ◎



令和4年度末現在の使用収益開始率は約82.8%となりました。

仮換地先の道路工事や物件の移転にあわせて、順次仮換地の使用収益を開始していきます。

### ◇家屋等の調査のお願い

家屋の移転にあたり、家屋等の調査をお願いしております。

また、予定する道路等で必要とされる用地については、借り上げによって進めることもあります。

ご協力の程よろしくお願いいたします。

### ◇所有権の移転等に関するお願い

売買や相続等により土地の所有者に変更がございましたら、所有権移転届出書のご提出をお願いいたします。

また、保留地をお持ちの方で権利者の住所が転居により変わった場合や、相続等で名義が変わる場合も同様に届出が必要となります。

**新曾第一地区内で建設などを行う場合は、届出が必要です。建替えなどをお考えの場合は、事前にご相談ください。**

## 区画整理Q&A

お問い合わせが多い『清算金』について、説明します。

【Q1】換地後に清算金が発生すると言われました。清算金とは何ですか？

A. 清算金とは、区画整理前の土地（従前地）と区画整理後の土地（換地）をそれぞれ評価し、整理前後に生じた権利の過不足を、金銭により是正するためのものです。

【Q2】清算金の金額はいつ決まりますか？

A. 清算金の金額は、地区内の工事等がすべて完了した際に行う換地処分公告日の翌日に確定します。また、その清算金の金額は、「清算金等金額通知書」によって後日通知します。

【Q3】現時点で清算金の額はわかりますか？

前述のとおり、金額は現時点ではお答えできません。しかし、確定した値ではないですが、目安として、整理前後に生じた権利の過不足を面積としてお伝えすることはできます。

内容のご不明点や清算金以外のご質問等がございましたら、まちづくり区画整理室までお問い合わせください。

### ■お問い合わせ先

## まちづくり区画整理室

戸田市上戸田1-18-1 3階27番窓口  
TEL 048-441-1800 FAX 048-433-2200  
E-mail matikukaku@city.toda.saitama.jp

